

令和4年度第1回京都市保健福祉局指定管理者選定委員会摘録

日 時：令和4年4月25日（月）午前9時30分～午前10時40分
場 所：京都市役所 4階 正庁の間
出 席 者：野村委員長、中原委員、新谷委員、天良委員
脇坂委員、分部委員、原委員
大川委員、石井委員、中島委員
事 務 局：藤繁監査指導課長、延命係長、渡邊（監査指導課）
障害保健福祉推進室：北垣施設福祉課長
健康長寿企画課：山田地域支援担当課長、岡担当課長、久保田係長、樋口、坂下、松井
介護ケア推進課：平田担当課長、荒木係長、末永、藤田、古川

（○は委員発言）

議事の経過：

- 1 事務局挨拶
- 2 委員長互選

監査指導課 設置要綱第4条第2項の規定に基づきまして、委員の皆様の互選によって委員長を選出していただく必要がございます。

いかがいたしましょうか。

もし御意見がないようでしたら、大塩前委員長の御推薦により今回御就任いただきました、野村委員に委員長に御就任いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○ (異議なし)

監査指導課 御異議がないようでございますので、野村委員に委員長に就任いただくことを、ここに確認いたします。

委 員 長 委員長に就任しました野村でございます。よろしくお願ひします。それでは、はじめに設置要項第4条第3項に基づき、副委員長を指名させていただきます。

副委員長につきましては、学識経験者として御就任いただいております、新谷正敏委員、中原孝博委員、にお願いしたいと思います。

なお、職務を代理する順位ですが、1位を新谷委員、2位を中原委員にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ (異議なし)

委 員 長 では、副委員長は、新谷委員、中原委員にお願いします。

3 令和4年度選定スケジュールの確認

(事務局から説明ののち、質疑応答)

○ (意見なし)

委員長 それでは、この案件の取扱いについて、了承いただけますか。

○ (異議なし)

委員長 この案件については事務局案のとおりとします。

4 指定候補者の選定方法及び審査基準について（既存施設）

- ・ 障害福祉サービス事業所（飛鳥井学園、洛南障害者授産所、だいご学園、横大路学園、横大路福祉工場）
- ・ うずまさ学園、太秦障害者デイサービスセンター
- ・ 老人デイサービスセンター、地域包括支援センター（御池、葛野、成逸、仁和、高野、修学院、粟田、東山、日ノ岡、勧修、島原、陶化、西院）
- ・ 東高瀬川老人デイサービスセンター、東高瀬川老人短期入所施設、東高瀬川地域包括支援センター
- ・ 老人デイサービスセンター、老人福祉センター（上京、左京、山科、下京、久世、太秦※、西京、伏見、醍醐）※老人福祉センターは「右京中央」
- ・ 老人デイサービスセンター（衣笠、鳳徳、出水、百々、御室、吉祥院）

(事務局及び施設所管課から募集要項案の説明ののち、質疑応答)

<障害福祉サービス事業所（飛鳥井学園、洛南障害者授産所、だいご学園、横大路学園、横大路福祉工場）>

委員長 それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

○ (意見なし)

委員長 それでは、この案件の取扱いについて、了承いただけますか。

○ (異議なし)

委員長 この案件については事務局案のとおりとします。

<うずまさ学園、太秦障害者デイサービスセンター>

委員長 それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

○ 京都うずまさ学園と京都市太秦障害者デイサービスセンターについて、所在地や開所時間等が同じですが、違いは何でしょうか。

障害保健福祉推進室 京都うずまさ学園は就労継続支援B型を行いつつ生活介護を行う、いわゆる多機能型施設、京都市太秦障害者デイサービスセンターは生活介護を特化して行う施設です。

○ 生活介護とは入所施設でしょうか。

障害保健福祉推進室 通所施設です。常に介護が必要な方に介護サービス等を提供しています。

○ 生活介護で30名、就労継続支援B型で20名という部屋があるということですか。

障害保健福祉推進室 就労継続支援B型で生産活動をする場、生活介護で介護をする場と、それぞれのスペースは別の場となっております。

委 員 長 それでは、この案件の取扱いについて、了承いただけますか。

○ (異議なし)

委 員 長 この案件については事務局案のとおりとします。

<老人デイサービスセンター、地域包括支援センター（御池、葛野、成逸、仁和、高野、修学院、栗田、東山、日ノ岡、勧修、島原、陶化、西院）>

委 員 長 それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

○ (意見なし)

委 員 長 それでは、この案件の取扱いについて、了承いただけますか。

○ (異議なし)

委 員 長 この案件については事務局案のとおりとします。

＜東高瀬川老人デイサービスセンター，東高瀬川老人短期入所施設，東高瀬川地域包括支援センター＞

委 員 長 それでは，ただ今の説明について，御質問や御意見等がありましたら
お願いします。

○ (意見なし)

委 員 長 それでは，この案件の取扱いについて，了承いただけますか。

○ (異議なし)

委 員 長 この案件については事務局案のとおりとします。

＜老人デイサービスセンター，老人福祉センター（上京，左京，山科，下京，久世，太秦※，西京，伏見，醍醐）※老人福祉センターは「右京中央」＞

○ 委託料について，左京老人福祉センターだけ高額になっている理由は何でしょうか。

健康長寿企画課 左京老人福祉センターが入っている左京合同福祉センターは複合施設になっており，施設全体で必要な管理費を支払っています。他の老人福祉センターではこのような管理費の支払いはないため，左京老人福祉センターの委託料は他の老人福祉センターの委託料より高額になっています。

○ 資料10ページの別表3「運営に係る特記事項」の2②「建物共有部分に係る運営及び維持管理を行ってください。」のことですね。

健康長寿企画課 そのとおりです。

委 員 長 それでは，この案件の取扱いについて，了承いただけますか。

○ (異議なし)

委 員 長 この案件については事務局案のとおりとします。

＜老人デイサービスセンター（衣笠，鳳徳，出水，百々，御室，吉祥院）＞

○ 審査項目21「職員の配置計画」について，採用計画の具体性について審査するうえで，どのような観点で審査すればよいでしょうか。

介護ケア推進課 法令上の基準を満たすことはもちろん必要ですが，職員配置予定表に名前等の記載がなく，未定となっていれば，具体性がある計画と判断することは難しいと考えています。

委 員 長 それでは、この案件の取扱いについて、了承いただけますか。

○ (異議なし)

委 員 長 この案件については事務局案のとおりとします。

(以上)